

中部地方整備局告示第九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年十月十七日

中部地方整備局長 大村 哲夫

第1 起業者の名称 岐阜県

第2 事業の種類 一般国道248号改築工事（太田バイパス・岐阜県加茂郡坂祝町大針字沖地内から関市大杉字大久手地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び排水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 岐阜県加茂郡坂祝町大針字沖及び字西ノ川並びに黒岩字東野及び字林前地内

同県美濃加茂市加茂野町稲辺字坂井及び字東野地内

同県関市大杉字大久手地内

2 使用の部分 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩字東野地内

同県美濃加茂市加茂野町稲辺字東野地内

同県関市大杉字大久手地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県美濃加茂市御門町二丁目地内から同県関市大杉字大久手地内までの延長8,664mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道248号改築工事（太田バイパス）並びにこれに伴う市道、町道及び排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道248号改築工事（太田バイパス）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、また、本体工事の施工により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する工事であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する排水路に関する事

業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の新設又は改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道248号は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、改正法附則第3項の規定により、本件区間の在する岐阜県が新設又は改築を行うことができるとされている。また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた区間ではないことから、道路法第13条第1項の規定により、本件区間の存する岐阜県が管理を行うとされていることから、起業者である岐阜県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### 得られる公共の利益

一般国道248号は、愛知県蒲郡市を起点とし、同県豊田市、岐阜県多治見市、同県美濃加茂市、同県関市等を経由して同県岐阜市に至る延長146.6kmの産業、経済上重要な幹線道路である。

本件区間に対応する一般国道248号（以下「現道」という。）は、岐阜県美濃加茂市の市街地中心部を2車線で通過しており、その沿道には小中学校、店舗、住居等が密集している。また、一般国道21号及び41号と交差しているため、通過交通と地域内交通が混在し、近年の自動車交通量の増加に伴い、交通混雑が生じ、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

平成11年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）によると、岐阜県美濃加茂市島町地内で20,190台/12時間、同県関市肥田瀬地内で15,202台/12時間となっており、その平日混雑度はそれぞれ2.23及び1.58に達している。また、平成16年9月に起業者が行った現地調査によると、朝のラッシュ時において、同県美濃加茂市中心部方向へ、島町交差点を起点として一級河川木曾川に架かる太田橋左岸側までの約800m、加茂川町1交差点を起点としてJR高山本線を横架する西町跨線橋までの約600mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、岐阜県美濃加茂市、坂祝町及び関市を東西に結ぶ4車線のバイパス道路が整備されることから、通過交通と地域内交通の分散処理

が図られ、現道の交通量が減少するなど、円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、一般国道の改築事業であり、その車線数は4であるが、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成7年条例第10号）の施行前に計画され、また、その後事業の内容を変更していないため、法や条例に基づく環境影響評価は行っていない。そこで、起業者が平成15年に、道路が生活環境に及ぼす影響として、振動、大気質及び騒音について環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準等を環境保全目標に設定して、任意に調査を実施したところ、振動及び大気質については環境基準等を満足するとしている。一方、騒音については一部環境基準を超える値が見られるが、排水性舗装を施工することにより環境基準を満足するとしているため、起業者は、上記調査結果を踏まえ、排水性舗装を施工することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づく4車線のバイパス事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に照らして合理的であると認められる。

また、本件事業計画は、昭和49年10月25日に都市計画の変更決定された美濃加茂都市計画道路3・3・15号御門坂祝線、昭和62年1月30日に都市計画の変更決定された美濃加茂都市計画道路3・3・23号稲辺線、同年同月同日に都市計画決定された坂祝都市計画道路3・3・2号大針黒岩線及び昭和53年7月18日に都市計画の変更決定された関都市計画道路3・3・3号山田東田原線と一部のり面及び一般国道21号坂祝バイパスの取付部を除き整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う市道、町道及び排水路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### 事業を早期に施行する必要性

現道は、3 で述べたように、現況下においても交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本件区間は、岐阜県が21世紀初頭（2010年）を目標年次として策定した「道路整備の戦略」（平成7年2月）において、「最重点整備路線」として指定されているとともに、平成10～19年までの10年間の事業の計画を目標として示された「岐阜県の「道路の整備に関するプログラム」（平成10年2月）の中においても、「県内の主要都市、地域を結ぶ道づくり」の一つとして位置づけられている。さらに、周辺地方公共団体の長から構成される国道248号バイパス線新設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県関市役所、美濃加茂市役所及び同県加茂郡坂祝町役場